

## 印刷用データの流用による所有権の侵害と慣習法上および条理上の義務違反の成否

## — 『柴田是真 下絵・写生集』 事件 —

大阪地判平成29年1月12日 平成27年(ワ)第718号損害賠償等請求事件 (裁判所ウェブサイト)

国士舘大学法学部 三浦 正広

## ◆事案の概要

X (原告:東方出版) は、Xが『柴田是真 下絵・写生集』との題名の書籍 (以下、X書籍) を出版した際に作成された印刷用のデータ (以下、本件印刷用データ) を、Yら (Y1 (被告:ニューカラー写真印刷)、Y2 (被告:光村推古書院)) が使用して、『柴田是真の植物図』との題名の書籍 (以下、Y書籍) を印刷・製本し、出版したと主張した。そしてY1およびY2に対し、本件印刷用データの無断使用が同データに係る所有権の侵害に当たると主張して不法行為による損害賠償 (300万円) を請求し (主目的請求)、また、Y1に対し、本件印刷用データの使用にはXの許諾が必要であるとする旨の合意 (以下、本件合意) に違反すると主張して債務不履行による損害賠償 (300万円) 等を、Y2に対し、Y2が本件合意を知らずY1に本件印刷用データを使用した行為が不法行為を構成すると主張して、不法行為による損害賠償 (300万円) 等を請求した (予備的請求)。

Xは平成17年4月、東京芸術大学大学美術館が所蔵する柴田是真の天井図下絵や写生帖から成る絵画を内容とし、絵画部分、写真部分、言語部分から成るX書籍を出版した。Y1は、X書籍の出版の際に作成した本件印刷用データを保存した記録媒体を所持している。他方、Y2は平成25年9月、Y書籍を出版した。

Y1はY書籍の出版の際、宮内庁所蔵に係る明治宮殿「千種の間」の室内写真2葉につき、宮内庁の許可を得た後、X書籍の出版の際に作成された印刷用のデータ (以下、本件印刷用データのうち絵画部分に係るデータを「本件絵画データ」という) を使用して印刷、転載した。Y書籍の本件写真が掲載されたページの下部には、「2点とも『柴田

是真 下絵・写生集』 (東方出版 平成17年) より転載」と記載されている。

## ◆判旨—主目的請求棄却、予備的請求一部認容—

## 1. 争点1 (Y1が本件絵画データを使用したか)

「Y1は、X書籍の制作過程で作成されたデータのうち、最終データ以外のものは所持していないと主張しており、Y1が最終データ以外のデータを所持していると認めるに足りる証拠はない」

「東京芸大美術館に保存された画像データに基づいて、Y書籍の印刷用のデータを製作することは可能であると認められ、Xの上記主張は採用できない」

「以上からすれば、Y1が、Y書籍の出版に当たり、本件絵画データを使用したと認めることはできない。したがって、本件のY1に対する各請求のうち、本件絵画データの使用を前提とするものは、その余について判断するまでもなく、理由がない」

## 2. 争点2 (Xが本件印刷用データを所有しているか)

「前提事実のとおり、Y1は、本件印刷用データが保存された記録媒体を所持している。

ここで、民法上の所有権の客体である『物』は『有体物』に限定されており (民法85条)、本件印刷用データそれ自体は、デジタル化された情報であり、無体物であるため、所有権の客体たり得ず、Xが同データを所有する旨のXの主張は、採用することができない」

「なお、Xの主張が、所有権そのものではなく、所有権に類似する本件印刷用データの使用・収益・処分権を問題

とする趣旨であったとしても、次のとおり、採用することができない。

すなわち、本件印刷用データに関する権利の帰属を検討するに、……XとY1は、X書籍の出版の際、X書籍に関する印刷・製本契約を締結したと認められるが、同契約は、所定の部数のX書籍を印刷・製本し、注文者であるXに引き渡すことを目的とし、X書籍を印刷・製本する過程は、請負契約において仕事を行う過程とみることができるから、請負契約と同様の規律に服すると解するのが相当である。そして、請負契約においては、請負の目的物以外については特段の規律は存せず、請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した中間生成物については、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属するものと解すべきである。したがって、中間生成物が版下や製版フィルム等の有体物である場合には、特段の事情のない限り、それらの所有権は請負人に帰属することとなる。他方、印刷用データは有体物ではないが、請負契約の当事者において、中間生成物が有体物か否かで異なる取扱いをする合理的意思を有しているとは認められないから、仮に印刷用データに所有権類似の使用・収益・処分権が認められるとしても、特段の事情のない限り、なお請負人に属すると認めるのが相当であり、このことは、日本印刷産業連合会が平成12年3月に発行した調査研究報告書……において、『原則として、印刷データの所有権も印刷原版と同様に印刷事業者に帰属すると考えるのが一般的であろう』との認識が示されていることにも沿うものである。

これを本件についてみるに、本件印刷用データは、X書籍の印刷・製本のために作成された中間生成物であり、XとY1との間に特段の合意はなされておらず、その使用・収益・処分権は、Y1に帰属すると認められる。

なお、Xは、本件印刷用データにつき、Xが所有する柴田是真の絵画や明治宮殿の写真のリバーサルフィルムが加工されたとして、民法246条が適用される旨主張するが、上記に照らして採用できない」

### 3. 争点3 (XとY1が、X書籍の出版の際、本件合意をしたか)

「一般に、印刷・製本契約を締結した出版社と印刷業者

との間では、印刷業者は、出版社の許諾を得ない限り、印刷用データの再利用をすることができないとの商慣行が存在していると認めるのが相当である」

「以上を踏まえると、XとYとの間のX書籍に関する印刷・製本契約では、上記の商慣行にのっとり、Y1は、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの黙示の合意がされたと認めるのが相当であり、そうでないとしても、Y1は、印刷・製本契約に付随して、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの義務を信義則上負うと解するのが相当である」

「以上によれば、Y1は、X書籍に関する印刷・製本契約の締結に伴い、Xとの間の黙示の合意又は信義則に基づき、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの義務を負っていたと認められる」

## ◆評釈

### 1. 所有権侵害を認定することの是非

本件の論点は、印刷用データの所有権侵害に基づく損害賠償請求と債務不履行に基づく損害賠償請求に関する問題点に分類されているが、本評釈では、本判決が、「民法上の所有権の客体である『物』は『有体物』に限定されており（民法85条）、本件印刷用データそれ自体は、デジタル化された情報であり、無体物であるため、所有権の客体たり得ない、と判示した部分に焦点を当てる。本件印刷用データのように、無体物としての電子データであってもデータの管理・保存のために記録媒体等の有体物に収納・蓄積される電子データについては、従来の所有権理論を修正または拡張することによって保護されるべきではないかとの立場から検討を加える。

本判決は、基本的には従来の判例理論が立脚している伝統的な所有権理論に基づいた判決であるといえる。しかし、時代の進展に伴う情報技術の発展や有体物から無体物への財産的価値のシフト、デジタル・ネットワーク社会における情報やデータが経済的優位性を占めている現代社会において、有体物を対象とする財産権理論は大きく揺らぎ始めている。本件印刷データのように、電子データ自体に財産的価値が付加され、データを保存、管理または利用する場合においてハードディスク（HDD）やメモリー等の物理的な記録媒体なくして存在し得ない電子データに関して

は、少なくとも所有権の権能の範囲を拡大するなど所有権理論において保護すべきものと考え。一方、有体物を対象とする旧来の所有権アプローチを前提としつつも、情報社会の発達とともに理論的に大きく発展している知的財産権アプローチに基づいた理論構成が可能であると考え。したがって本評釈では、同様または類似の問題点に関する判例や学説の動向を踏まえて、従来の所有権アプローチによる限界について認識するとともに、知的財産権アプローチの理論的可能性について言及することによって電子データの所有権侵害の成否の問題について検討する。

さらに本判決は、Xによる所有権侵害の主張を一蹴したうえで、「Xの主張が、所有権そのものではなく、所有権に類似する本件印刷用データの使用・収益・処分権を問題とする趣旨であったとしても、……採用することができない」と述べている。物の使用・収益・処分権は所有権の内容そのものであるにもかかわらず（民法206条参照）、本件印刷用データは「物」ではないから所有権の客体になり得ないと判示する一方、本件印刷用データが使用・収益・処分権の対象となることを前提として、その権利の帰属について、印刷・製本請負契約の履行過程で作成される中間生成物に関し「その所有権は請負人に帰属するものと解すべきである」と判示している。本判決の所有権および所有権に類似する権利の概念の理解は必ずしも明確とはいえない。

以下では、本件の主要な論点である本件印刷用データと所有権の関係について、(a) 所有権の権能、(b) 物のパブリシティ権、(c) 旧民法における「物」の概念、(d) 請負契約における所有権の帰属、(e) 刑法における「財物」の概念、(f) プログラムの法的性質、(g) データベースの法的保護の意義、(h) 著作権契約法——の観点から、電子データの法的保護の可能性について検討する。

#### (a) 所有権の権能

無体物と所有権の関係に関するランドマークケースである顔真卿自書建中告身帖事件（以下、顔真卿事件）の最高裁判決は、伝統的な所有権理論に立脚し、「所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない」と述べ、所有権侵害を否定した<sup>\*1</sup>。一方、長尾鶏の所有者の承諾を得ずに写真撮影し、絵はがきに複製して販売した事案について、「そ

の所有者の承諾を得ることなくして右写真を複製して絵葉書にして他に販売する所為は、右所有権者の権利を侵害する」とした下級審判決がある<sup>\*2</sup>。

学説のなかには、「無体物が所有権による保護に準じた排他的・絶対的保護を要するだけの社会的・経済的価値があるものであれば、これを権利として承認し、その不当な侵害から権利者を保護する必要があることは当然である」という立場に立ち、「たとえ有形力の行使を伴わなくても、他人の所有物を写真撮影することは、所有者の明示又は黙示の許諾がない限り違法であり、所有権の侵害にあたるというべきである」とする見解がある<sup>\*3</sup>。

このような有体物の影像の作成・利用に関する議論は、次に述べる物のパブリシティ権に関する議論と密接に関連し、無体物（電子データ）と所有権の関係を考えるうえで示唆を得ることができる<sup>\*4</sup>。

顔真卿事件の事例も、原作品の複製（写真乾板の作成）は、所有者の許諾を得て行われているので所有権侵害とはならないと構成することは容易であるが、複製が適法に行われていない場合はその侵害を肯定することも理論的に困難ではないと考える。本件に当てはめると、本件印刷用データについて利用権限を有すると認定されたXの許諾なく利用する場合は、所有権侵害を構成すると解することができる。

#### (b) 物のパブリシティ権

前述した有体物の影像による利用と所有権に関する論点は、物のパブリシティ権に関する問題と同様に考えることができる。

物のパブリシティ権が争われたギャロップレーサー事件は、実在する競走馬の馬名等がゲームソフト「ギャロップレーサー」のなかで無断で使用されたことについて、競走馬の所有者が、物のパブリシティ権の侵害に当たるとして、ゲームメーカーに対し、販売の差止め等を請求した事案である。これについて、名古屋地裁は、「物の名称等がもつパブリシティの価値は、その物の名声、社会的評価、知名度等から派生するものといえることができるから、その物の所有者……に帰属する財産的な利益ないし権利として、保護すべきである」と判示し<sup>\*5</sup>、また、名古屋高裁も「競走馬の有する名声、社会的評価、知名度等から生じる顧客吸引力という経済的利益ないし価値を保護するには、商標法による保護のみでは十分とはいえず、一定の要件のもとに物のパブリシティ権を承認してこれを保護する必要がある

ると解するのが相当である」と判示して<sup>\*6</sup>、物のパブリシティ権を肯定した。この名古屋地裁および高裁の考え方は、所有権理論の類推による電子データ保護の可能性を示唆するものであると考える。

ところが、その後最高裁は、前述の顔真卿事件の最高裁判決を引用して物のパブリシティ権を否定した。

#### (c) 旧民法における「物」の概念

本判決でも引用されているように、民法85条は「『物』とは、有体物をいう」と規定し、民法上の「物」を「有体物」に限定している。したがって、発明や著作物などの「無体物」は「物」の概念から除外されることになる。すなわち、所有権の客体は有体物に限定され、少なくとも民法上の概念として、無体物は所有権の客体とはなり得ない。所有権理論によって保護されない発明や著作物などの無体物は、知的財産法制度によって保護されることになる。

しかし、ローマ法の影響を強く受けているとされるわが国の旧民法財産編6条<sup>\*7</sup>は、「物」という上位概念の下に「有体物」と「無体物」という下位概念を規定し、所有権の対象を「有体物」に限定していなかった。これについて、所有権の客体である「物」の概念から「無体物」を除外するという考え方は、「一つの立法的な立場であるにすぎず、アプリアリに所有権の対象は有体物でなければならない、と硬直的に考えるのは妥当ではない。むしろ、無体物を中心とした各種の利益を排他的に支配する権利を構想することを可能にする旧民法典の立場は、実は極めて現代的な立場」であると評価する見解がある<sup>\*8</sup>。インターネット時代の到来により、財産的価値の対象が推移しただけではなく、有体物と無体物を区別する根拠さえ曖昧になっている状況において、財産法上の「物」について柔軟な理解を示している、このような評価は傾聴に値する。

#### (d) 請負契約における所有権の帰属

本判決は、X書籍の出版に際して、XとY1間で締結された印刷・製本契約は、所定の部数を印刷・製本し、注文者Xに引き渡すことを目的とし、X書籍を印刷・製本する過程は、請負契約において仕事を行う過程とみることができから、請負契約と同様の規律に服すると解するのが相当であるとしている。そして、請負契約においては、請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した中間生成物について、その所有権は請負人に帰属するものと解すべきであると判示している。

請負契約のなかでも、とりわけ建築請負契約においては、建築途中の建物の所有権が請負人に帰属するのか、注文者に帰属するのかという古典的な論点がある。

他方、動産について、請負契約とは区別されるいわゆる「製作物供給契約」では、製作物の材料を提供したのが注文者か請負人かによって所有権の帰属が異なるとされる。すなわち、請負人が材料を提供した場合、完成した製作物の所有権はいったん請負人に帰属し、その後の売買契約によって所有権が注文者に移転することになる。これに対して、民法の規定では、材料が注文者の所有物であっても、多くの場合その製作物の所有権は、注文者ではなく請負人に帰属するものとされる（民法246条1項ただし書および2項）。しかし、不動産について判例は、建築材料の提供者および代金の支払いの有無を基準に所有権の帰属を判断している（請負人帰属説）<sup>\*9</sup>。請負人に所有権が帰属すると構成する、このような判例の考え方は、請負代金の確保を目的とするものである。

ところが、近時の判例・学説は、建物の所有権は完成と同時にまたは工事の進捗状況<sup>しんちよく</sup>に応じて注文者に帰属するとする考え方が有力である（注文者帰属説）<sup>\*10</sup>。

このような判例の傾向を踏まえると、X書籍およびY書籍の編著者とXの間で締結されている出版契約とは離れて、XとY1の間で締結された印刷・製本請負契約に焦点を当てるならば、印刷用データであれ、その製作過程で作成される中間生成物であれ、それらの所有権あるいは所有権類似の権利は、やはり注文者Xに帰属すべきものではないかと考える。本判決理由のなかで引用されているように、印刷業界には、印刷データの所有権は、印刷原版と同様に印刷業者に帰属するとの慣行があるようであるが、その場合に印刷業者に必要とされるのは電子データの管理権能にすぎず、使用・収益・処分をなし得る財産的利用権としての所有権の権能までも含むものではないと考える。印刷原版の所有権についても、それは、著作者と出版者の間で締結される出版契約（著作権契約）の履行過程に付随する出版者と印刷業者の間の印刷請負契約を履行するために必要であるにすぎない。利用権を伴わない印刷原版の所有権を印刷業者に帰属すると認めることは絵に描いた餅と同じであり、極めて前近代的な慣行と認識されよう。

#### (e) 刑法における「財物」の概念

刑法における「財物」の概念については、いわゆる電気

窃盗事件に関する大審院明治36年5月21日判決における議論が、本件の論点を検討するうえで参考になると思われる。「人ノ所有物ヲ窃取シタル者」を処罰していた旧刑法366条の解釈について、罪刑法定主義との関係において電気は「財物」かどうか争われた事例である。

大審院は、所有物とは有体物に限られるとして無罪判決を下した控訴審判決を破棄して、有罪を言い渡した<sup>\*11</sup>。財物是有体物である必要はなく、管理可能性があれば窃盗罪の目的となるというものであった。この大審院判決を踏まえて、罪刑法定主義を尊重する立場から、現行刑法245条には「電気は、財物とみなす」とする規定が置かれることとなるが、多くの学説では、財物とは管理可能性のあるものをいい、電気だけでなく、他の自然エネルギーも財物に含まれると解されている。

刑法の解釈においてさえ、「管理可能性」という概念を用いることによって、所有権の客体としての物の概念は大きく拡張され、緩やかな解釈が行われている。本件のような電子データについても有体物としての所有権の帰属が問題となるのではなく、電子データの利用自体に経済的価値が見いだされるのであり、その点で違法性が判断されるべきであるから、本件の場合も、この電気窃盗事件の場合と同様に、「管理可能性」の概念を用いることで理論的に妥当な結論が導かれるのではないかと考える。情報技術や社会システムが大きな変貌を遂げている状況のなかで、電気窃盗事件から100年以上経過してしまなお同ような議論が行われている。本件で提起されている問題点は、この電気窃盗事件との関連において、学問としての法律学がどうあるべきかを考えるうえでも参考になるものと考えられる。

#### (f) プログラムの法的性質

かつてコンピュータ・プログラムの法的保護をめぐる議論の末、立法的には、プログラムは著作物（無体物）として著作権法によって保護されることとなった（昭和60（1985）年著作権法改正）。他方、特許法の保護対象である「発明」は無体物として理解されているが、デジタル・ネットワーク時代における特許保護強化の一環として改正された特許法（平成14（2002）年）では、無体物であるプログラムは、特許法上の「物」の概念に含めることによって「物の発明」として保護されることとなった。その場合の「物」というまでもなく有体物である。すなわち、著作権法上は無体物として保護されているプログラムは、特許

法上は「物（=有体物）」として扱われることとなっている。このような立法の傾向は、無体物と有体物の関係を硬直的な対立概念として把握するのではなく、法的保護の実態に適合するように柔軟に捉えているところに特徴がある。

#### (g) データベースの法的保護の意義

わが国の著作権法におけるデータベースの法的保護は、「その情報の選択又は体系的な構成」に創作性があるものに限定されている（著作権法12条の2、昭和61（1986）年著作権法改正）。しかし、データベースの構築には多くの労力、時間、費用が投資されることから、創作性のないデータベースであっても何らかの法的保護が必要であるとされてきた。

EU（欧州連合）では、データベースの法的保護に関する指令（1996年）に基づき、データベース制作者に独自の権利（sui generis rights）を付与することでこれを保護している。創作性を保護するのではなく、額の汗（sweat of the brow）、すなわち質的および量的な投資の保護を目的としている。米国においては、以前から判例によって額の汗の理論は否定されており、創作性が認められない以上、著作権法による保護は受けられないものとされている。わが国の場合も、創作性のないデータベースについて、裁判例では、データベースの著作物性を否定しながらも、不法行為の成立を認めて保護した事例がある<sup>\*12</sup>。創作性のないデータベースの法的保護に関する議論は、本件印刷用データのような電子データの法的保護の一つの可能性を示唆しているといえる。

#### (h) 著作者契約法

本件印刷用データのような電子データの法的保護に関しては、本件において主張されている所有権アプローチだけではなく、知的財産権（著作権）アプローチが有効に機能すると思われる。

本件において、X書籍の出版に際してX・Y1間で締結された印刷・製本契約は、著作者（編著者）とXの間で締結された出版契約に付随する契約である。その場合、著作者契約法の視点でこれらの契約関係を理論構成すると、X・Y1間の印刷・製本契約は単なる民法上の請負契約と捉えるべきではなく、著作権契約を基礎とした契約関係であると理解すべきであると考えられる。そうすると、著作物の制作過程で作成される中間生成物、または本件印刷用データの利用に際しては、財産法上の契約とは別に、著作者人格権

保護の観点から、著作者の許諾が必要となる。すなわち本件では、訴訟当事者とはなっておらず、判決文のなかにも現れていない本件編著者の許諾が必要ということになる。仮に本件編著者がY2による本件印刷用データの流用について許諾していたとすれば、それは、Xと本件編著者の契約関係において判断される。

また、本判決は、X・Y1間の印刷・製本契約が請負契約であるとの前提に立ったうえで、請け負った仕事の過程において作成された中間生成物に関する権利は、それが有体物であるか否かにかかわらず、その所有権または所有権類似の使用・収益・処分権は請負人に帰属するものと判示している。しかし著作権契約の観点からすると、本件印刷用データの所有権を請負人に帰属すると構成したところで、Y1は、著作者の許諾を得ることなく、その印刷用データを利用することはできない。さらに本件では、X書籍の出版に際し、X・Y1間で、本件印刷用データをX以外の出版社の出版物の印刷・製本に使用する場合は、Xの許諾を得たうえで当該出版社がXに使用料を支払うこととする「本件合意」があったことが認定されていることを考慮しても、請負人であるY1に本件印刷用データの所有権に関する権利の帰属を認めることは、無体物を保護の対象としている著作権法制ないし知的財産法制からすると妥当な結論とはいえないと考える。

ただ、本件においては、X書籍およびY書籍ともに編著

者が同一人であり、しかも本件訴訟の当事者とはなっていないことから、出版契約ないし著作権契約の観点からの主張はなく、単なる請負契約における権利の帰属の問題として処理されている。

## 2. 慣習法上および条理上の義務違反について

本判決は、印刷・製本契約を締結する出版社と印刷業者の間では、印刷業者は、出版社の許諾を得ない限り、印刷用データの再利用をすることができないとの商慣行の存在を認定している。そうすると、X・Y1間の印刷・製本契約では、このような商慣行にのっとり、Y1は、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの黙示の合意がされたと認めるのが相当である。そうでないとしても、Y1は、印刷・製本契約に付随して、Xの許諾を得ない限り、本件印刷用データの再利用をすることができないとの義務を信義則上負うと述べて、Xの請求を認容した本判決の判断は妥当であると考えている。

しかしながら、本件印刷用データに関する所有権ないし所有権類似の使用・収益・処分権の帰属をY1に認めておきながら、そのデータの利用に際してはXの許諾が必要であるとするのは、権利の帰属と利用権限の関係に矛盾が生じる。このような理論的な齟齬は、知的財産権アプローチを採ることによって解消されるべきであると考えている。

(みうら まさひろ)

- ※ 1) 最判昭和59年1月20日民集38巻1号1頁〔顔真卿自書建中告身帖事件〕。
- ※ 2) 高知地判昭和59年10月29日〔長尾鶏事件〕判タ559号291頁。その他東京地判昭和52年3月17日〔広告用ガス気球事件〕判時868号64頁、神戸地判伊丹支判平成3年11月28日〔クルーザー事件〕判時1412号136頁、東京地判平成14年7月3日〔かえでの木写真事件〕判時1793号128頁など。
- ※ 3) 辻正美『民法総則』174頁(成文堂、1999年)。辻正美「著作権と所有権」齊藤博・牧野利秋編『裁判実務体系27知的財産関係訴訟法』390頁、400頁(青林書院、1997年)。
- ※ 4) 拙稿・三浦正広「有体物の影像による利用とその法的保護—所有権、著作権、物のパブリシティ権—」青山法学論集45巻4号161～190頁(2004年)ほか参照。
- ※ 5) 名古屋地判平成12年1月19日民集58巻2号330頁、判タ1070号233頁。
- ※ 6) 名古屋高判平成13年3月8日民集58巻2号353頁、判タ1071号294頁。
- ※ 7) 旧民法財産編〈明治23(1890)年〉第6条 物ニ有体ナル有リ無体ナル有リ

有体物トハ人ノ感官ニ触ルルモノヲ謂フ即チ地所、建物、動物、器具ノ如シ  
無体物トハ智能ノミヲ以テ理會スルモノヲ謂フ即チ左ノ如シ  
第一 物権及ヒ人権  
第二 著述者、技術者及ヒ發明者ノ権利  
第三 解散シタル会社又ハ清算中ナル共通ニ属スル財産及ヒ債務ノ包括

- ※ 8) 四宮和夫／能見善久『民法総則(第8版)』(弘文堂、2014年)158頁以下参照。
- ※ 9) 大判昭和7年5月9日民集11巻824頁、大判大正3年12月26日民録20輯1208頁、大判大正5年12月13日民録22輯2417頁、大判昭和18年7月20日民集22巻660頁。
- ※ 10) 最判昭和46年3月5日判時628号48頁、最判平成5年10月19日民集47巻8号506頁。
- ※ 11) 大判明治36年5月21日刑録9巻14号874頁。
- ※ 12) 東京地中間判平成13年5月25日〔自動車データベース事件〕判時1774号132頁、同終局判平成14年3月28日判タ1104号209頁参照。